

東久留米市における障害者の現状と その就労支援について

テクノフォーラム 2015年2月6日

東久留米市 福祉保健部 障害福祉課長 秋山 悟
NPO法人コイノニア 作業療法士 時田 良枝
東久留米市立さいわい福祉センター 所長 水谷 貞子

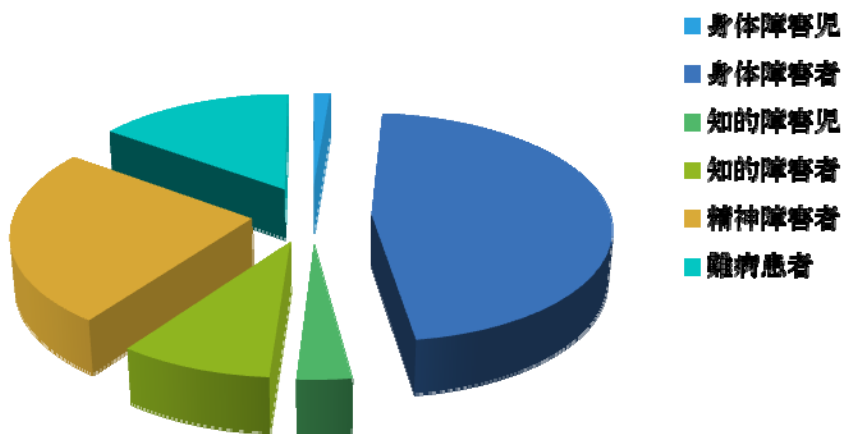
障害者の範囲

- * 1 身体障害者 身体障害者福祉法
- * 2 知的障害者 知的障害者福祉法
- * 3 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- * 4 発達障害者 発達障害者支援法
- * 5 難病患者 難病の患者に対する医療等に関する法律

- * ※重複する場合も...

- * 重度の知的障害 + 重度の肢体不自由(重症心身障害者)
- * 難病→身体障害 ALSが代表的
- * 発達障害者でかつ精神障害 知的障害者でかつ精神障害
- *

障害者の範囲



東久留米市の障害者の人数

	手帳等取得者	構成比(%)
身体障害児	93	1.3
身体障害者	3,368	46.5
知的障害児	232	3.2
知的障害者	651	9.0
精神障害者	1,799	24.9
難病患者	1,094	15.1
合計	7,237	

障害者の就職

～身体障害者～

多くは、高校又は大学卒業後に、障害者雇用枠を活用し、一般就労を目指していく

*～知的障害者～

*都立の特別支援学校の進路指導によって、一般企業や福祉的就労の現場で実習を重ね、進路を決定していく

*～精神障害者～

*思春期に発病し、短期のアルバイト経験のみの方

*一般企業に就職後に発病し、退職して療養生活に入る方など
・もともと知力に優れた方も多く、病状が回復傾向にあれば、社会復帰の可能性は広がる

障害者雇用促進法の改正

平成27年4月以降は...

- * 法定雇用率を示し、常用労働者100人以上で雇用率未達成の事業主からは原則として不足1人あたり月額5万円を納付させ、雇用率達成の事業主には目標超過1人あたり2万7千円(100人超事業所)の調整金、もしくは2万1千円(100人以下事業所)の報奨金を支給する
- * 現在の法定雇用率は2.0%
- * 平成35年3月までには、法定雇用率の算定式の分子に精神障害者保健福祉手帳の所持者が加わるため、達成しなければならない雇用率が大幅に上がっていくことが予想される

障害者の就労支援機関

～東久留米市では～

- * ハローワーク(三鷹)に障害者枠での就労を支援する専門官
- * 東久留米市では、市から委託を受けている就労支援室が二箇所
～さいわい、あおぞら～
- * 就労支援室では、就職活動を支援するだけでなく、職場への定着まで見据えた支援を行っている
- * 職業能力開発校(小平市)などでの職業訓練
- * ※新しい課題として、手帳を所持されていない発達障害の方や難病に罹患している方の就労支援も求められている

福祉的就労の現場について

- * 障害にも重度～軽度まで程度に差があり、一般就労は難しい場合や一般就労に向けて訓練が必要な場合などがある
- * 高校卒業後にすぐに就職できなかった方や、何らかの課題があって離職した方に向け、課題克服型の2～3年間の訓練を行うのが「就労移行支援」事業所　～市内に3カ所あり～
- * 一般就労まで届かない方たちは、福祉作業所を職場とし、そこに日々通って作業に対する対価である「工賃」を得ている。
- * 東久留米市の工賃の平均は月額で14,588円

障害者の生活の糧について①

～年金を受給して生活設計～

- * 20歳前障害の場合、国民年金1級～2級が支給される
1級年金 966,000円(月額 約8万円)
2級年金 772,800円(月額 約6万5千円)
- * 20歳以上では、初診時に年金に加入しており納付要件を充たしていれば、国民年金か厚生年金が支給される(厚生年金は3級まで)
- * 20歳前障害で障害年金が支給されている方が一般就労して給料をもらうようになった場合、年間の所得が約360万円を超えると年金が半額支給停止、約460万円を超えると全額支給停止となる。(給料+障害年金)は理想の組合せ

障害者の生活の糧②

～福祉的就労の場合～

- * 学校卒業後に福祉的就労をする方の多くは国民年金を受給し、加えて国や都から手当を受けられるので、年金＋手当＋工賃で生活設計をしている。
- * 生活動作や判断に援助が必要な方も多く、成人になった以降も家族と同居を続けている方が多い。
(アンケート調査では、全体の4分の3が家族と同居)

コイノニアでの就労支援事業の実際①

コイノニア 歴史と現在

～町のパン屋さんから、障害者の社会参加の場へ～

1972 滝山五丁目に、パン・洋菓子の店「メルヘン」オープン

1992 障害者雇用をスタート(知的障害者6名)

1998 共同作業所コイノニア スタート

2009 就労継続支援B型作業所 コイノニア

現在 32名の登録者が利用

精神障害 高次脳機能障害 知的障害 発達障害

(身体障害の合併のある方も)

多様な障害を抱えた方々が通所

パン・洋菓子等の製造と販売(店舗販売と全国発送) に携わる

コイノニアでの就労支援事業の実際② 作業活動の実際



3部門に分かれての活動

- ① **パン工房 部門**…食パン、菓子パン等の製造
～生地作りから計量、成形、焼成まで～
 - ② **洋菓子・調理パン 部門**…ブランデーケーキ等菓子、
サンドイッチ等の製造
～ケーキ等の生地作り、クリーム作りから、加工・製造まで～
 - ③ **クッキー製造・発送部門**…クッキー類の製造、発送
～クッキー・サブレ等の型抜き、焼成、完成品の袋詰め・発送～
- 多様な作業工程のほとんどに利用者さんが参加**

コイノニアでの就労支援事業の実際③ 就労継続支援B型事業所 として

収入の実際

- ・パン・洋菓子の店「メルヘン」での売り上げ
- ・市内・外施設からの注文の配達（パンが中心）
- ・全国からの注文品の発送（クッキー等の菓子が中心）



工賃の実際

時間給は100円からスタート。

作業難易度と支援の度合いに応じて、時間給が決定。

一か月の作業で、数百円～最大5万円程度まで。

（作業の忙しさにより増減あるが、平均で、2万円程度）



コイノニアでの就労支援事業の実際④

これからの課題 バリアフリーってなに？

バリアアリーからバリアフリーへ

なにがバリアなのか、ということ。

精神障害・発達障害を抱える方々にとっての

物音、人の話し声、視覚刺激、等・・・。

知的障害を抱える方々にとっての、

作業工程等の理解しやすさの考慮・・・。

疲れやすく、気分の波のある方々に対し、

9to5の働き方だけではないペース作り

工夫により、その方のペースでの社会参加が可能になる。

コインシアでの就労支援事業の実際⑤ これからの課題 障害像に応じた「工夫」

利用者の多様な障害像への対応

それぞれのペースを尊重した作業提供の工夫

①空間環境的な工夫

見えるもの、聞こえること、の整理と制御。

②障害に応じたマニュアル作り

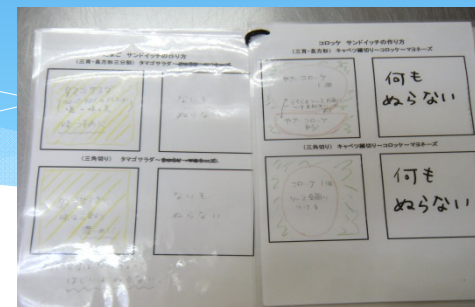
イラストや図、写真の利用。

理解しやすい説明の仕方の工夫。

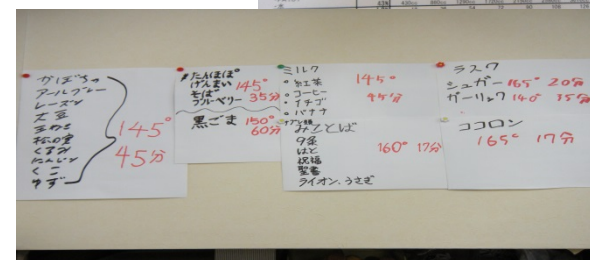
③人的環境作りの工夫

人と人とのマッチング、集団の構成

当事者自身と支援者が、工夫の必要性を共通理解として
いくことが大切。(障害というものの具体的理解の共有化)



	1K	2K	3K	4K	5K	6K	7K	8K	9K	10K
食パン	1000	1500	2000	2500	3000	3500	4000	4500	5000	5500
食パン(食パン)	1000	1500	2000	2500	3000	3500	4000	4500	5000	5500
バターロール	1000	1500	2000	2500	3000	3500	4000	4500	5000	5500



さいわい福祉センターでの就労移行支援 の実際①

さいわい福祉センターの就労支援は

1. 障害福祉サービス事業（就労移行支援事業）

- * 一般就労を希望する又は適正に合った職場への就労等が見込まれる利用者に、就労に関して必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介やその他の支援を行う。

2. 東久留米市障害者就労支援事業 就労支援室「さいわい」

- * 障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、就労及び生活面の支援を行い一般就労の促進を図る。

さいわい福祉センターでの就労移行支援 の実際②

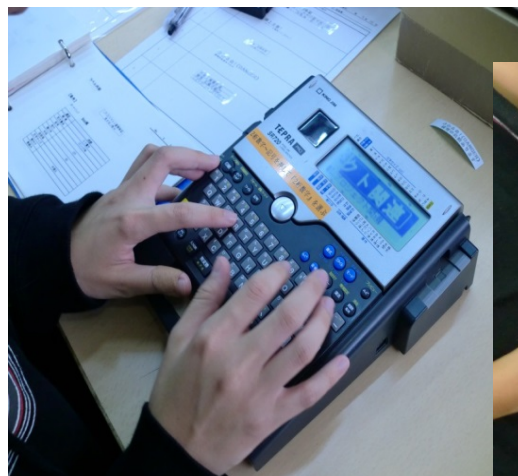
～支援内容 仕事～

就労準備訓練

技術習得(教材訓練・PC入力・受注作業・清掃 等)

職場体験(庁舎実習・事務作業

企業実習・洗車 除草清掃



さいわい福祉センターでの就労移行支援 の実際③

～支援内容 仕事～

受注訓練



清掃訓練



(施設外)
清掃



さいわい福祉センターでの就労移行支援 の実際④

～支援内容 生活～

就労準備訓練（「就労」と「生活の安定」は車の両輪）

・生活学習

・ソーシャルスキルトレーニング

（コミュニケーション能力やマナー習得）



さいわい福祉センターでの就労移行支援 の実際⑤

～支援内容 求職～

- 求職活動
- 履歴書作成や面接の練習
 - ハローワークや合同企業面接への参加
 - ジョブコーチ(職場適応援助者)の活用支援
(雇用先で、スムーズに仕事ができるように会社
と障害者の円滑な関係を築くよう支援する)



さいわい福祉センターでの就労移行支援 の実際⑥

～就労状況～

就労実態(企業 特例子会社)

仕事内容：清掃 事務補助 スーパーの品出し 倉庫整理
洗車 調理補助(洗浄) メール便仕訳など

賃金：時給 888円(東京) 802円(埼玉)←最低賃金
月額10～13万

雇用形態：パートあるいは契約職員

* 希望する仕事が少なく、選択肢が少ない。

通勤が出来ないと就労が困難 在宅ワーク不足

* 楽しく働きたい、生活できるお給料が欲しい、

グループホームやアパートで一人暮らしの生活をしたい



さいわい福祉センターでの就労移行支援 の実際⑦

職場体験(職場実習)の場の必要性！

働く側・・仕事に対する向き不向きが理解でき、働くことの具体的なイメージやモチベーションにつながる。

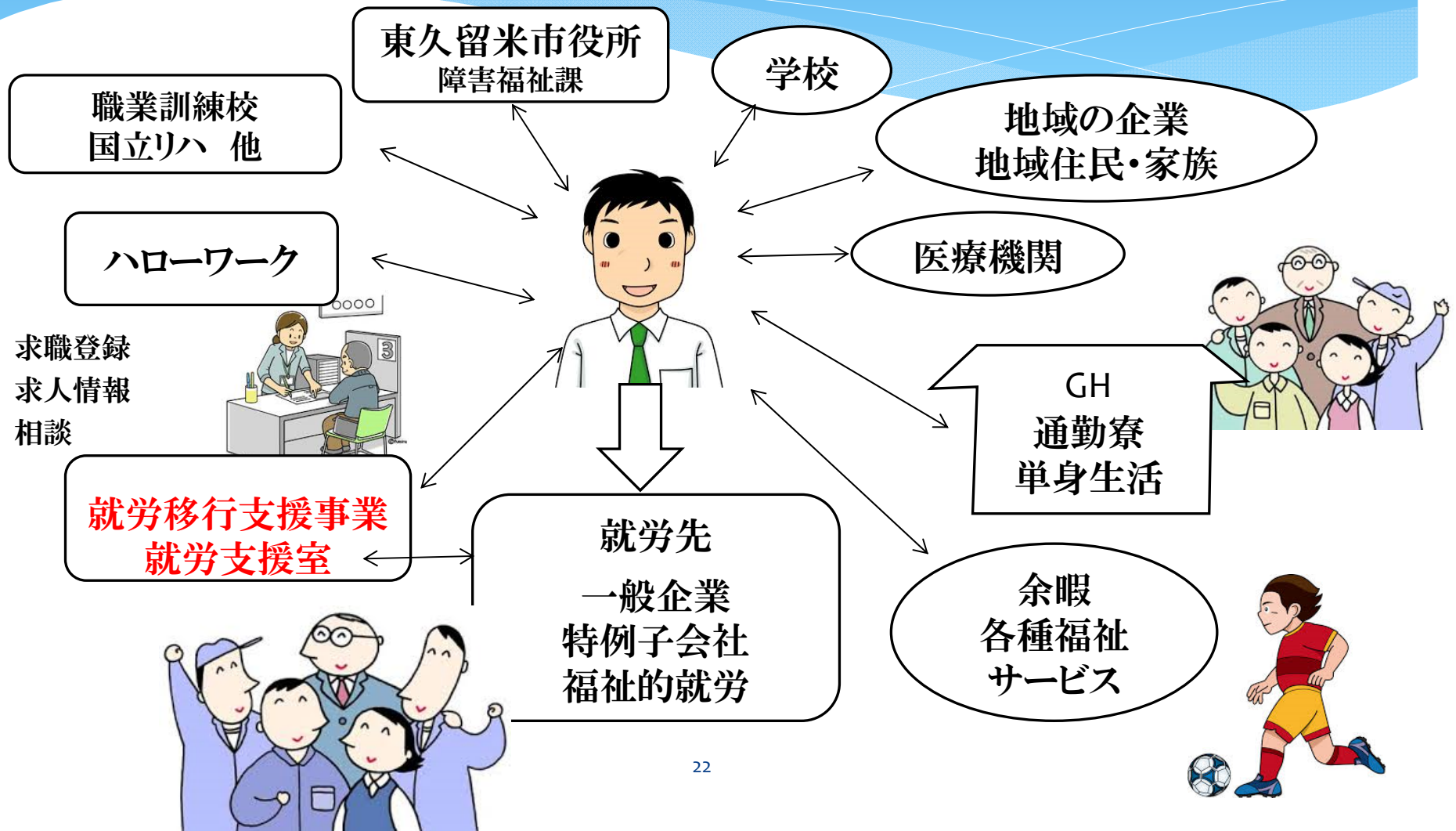
企業側・・障害理解ができ、意思疎通の図り方や業務の切り出しが明確になる → **雇用の具体化と不安の軽減。**

就労継続には

- ① 障害特性の理解と仕事内容及び環境の整備が必要
- ② 職場の人間関係(ナチュラルサポーターの存在)
- ③ 安定した生活(生活リズム・健康管理・金銭管理・余暇等)
- ④ **支援の継続性** ⇒ 「就労支援室」の利用登録
地域の社会資源の情報収集と活用

さいわい福祉センターでの就労移行 支援の実際⑧

～地域で暮らす～



障害者の就労支援の課題

- * 三鷹ハローワーク管内で、障害者への求人が少ない
- * 知的・精神・発達障害者が一般就労に結び付くためには、職場の障害理解が重要
- * 福祉的就労の内容は食品生産や販売、印刷、清掃、箱や紙袋の組立など、種類が限られており、また単価が安いものが多く、多様な選択の幅がない
- * 一方でアンケート調査によれば、主たる収入源が給与の方は12%。知的障害者の4割近く、精神・発達障害者の16%程度が福祉的就労をしている
- * そして、その3障害の方の半数は「給与・工賃が少ないこと」に困っており、行政で力をいれて欲しい施策として「就労支援の充実」を求める人が最も多くなっている。

まとめ

- * 今回の研究会を通して、障害者が適用できる仕事がまだ開拓できる可能性を感じた
- * 生産年齢人口は更に減少することが予測される
 - * .. 新成人1200名 65歳1911名 ..
- * 社会的給付を伴う福祉的就労は今後も大切だが、財源的にも支援の人材面でも曲がり角にきており、それだけでは持続的モデルにならない
- * 障害者雇用促進法も大切な法律だが、企業の調達や委託での障害者就労支援事業所との取引実績を評価する仕組みを盛り込むべき